

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和二年六月三十日から同年十月三十日までに奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出してください。

令和二年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオンモール橿原

所在地 橿原市曲川町七丁目四四三一ほか

二 変更のあった事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）届出書別紙変更前のとおり
（変更後）届出書別紙変更後のとおり

三 変更年月日

令和二年六月十日

四 届出年月日

令和二年六月十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和二年六月三十日から同年十月三十日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで